

平成25年(ワ)第25407号 地位確認等請求事件

被 告 日本アイ・ビー・エム株式会社

## 意見陳述書

2014年5月15日

東京地方裁判所 民事第11部 へ係 御 中

原告ら訴訟代理人

弁護士 橋本 佳代子

本件解雇の目的は労働組合の排除にあります。

原告らが所属する組合は、これまで、リストラや大量人員削減に抵抗し、争議を敢行し、訴訟等を提起して、労働者の権利を守る活動を粘り強く続けてきました。退職強要が行われた際には、労働者の駆け込み寺となり、労働者の権利擁護の拠点となってきました。

2012年7月から業績不良を理由とした一連の解雇が始まりました。それまでは、組合員が業績不良を理由として解雇されたことは一切ありませんでした。

2012年からこれまで被告が解雇予告を実施した労働者の総数は41人、そのうち原告らが所属する労働組合の組合員は、実に25人に上ります。さらに、この25人以外に、今年に入ってから解雇された組合員もいます。2012年7月時点の被告の従業員数は約1万4000人、そのうち原告らが加入している労働組合の組合員はわずか144人です。決して偶然とは言えない、異常に高い比率で組合員が解雇予告されています。

確率論でみると、この異常性が数字から明らかになります。

組合員が解雇予告対象者に1人も含まれない確率は65.4%、たった1人含まれる可能性ですら、28%です。組合員が25人含まれる可能性は1兆分の1にもなりません。

組合には評価が低い社員ばかりが加入しているのだという反論もあるかもしれませんが、組合員144人全員が下位評価の15%であると仮定した場合でも、解雇予告対象者41人に組合員が25人も含まれる確率は、やはり、1兆分の1にもなりません。

一般に、年末ジャンボ宝くじで1等前後賞5億円が当たる確率でさえ、1000万分の1であると言われてています。

以上の数字は、被告が組合員を意図的に狙い撃ちして解雇予告対象者に選定し、組合の弱体化を狙って一連の解雇を実施したことを示しています。

現に組合の豊洲分会は、実働していた組合員はすべて解雇され、事実上組合活動ができない状態に追い込まれました。

組合の弱体化を狙った、不当労働行為意思に基づく解雇は、明らかに社会的相当性を欠いています。したがって、各原告に対する解雇の客観的合理性を逐一判断するまでもなく、労働契約法16条違反として本件解雇はすべて無効と判断されるべきです。

裁判所におかれましては、本件解雇の真の目的をくみ取って審理をお進めいただけますようお願い致します。

以上